

東京都食品安全基本条例(仮称)制定に向けた基本的な考え方

条例の目的

食品の安全を確保することにより「現在及び将来の都民の健康を守る」

3つの基本的な考え方

事業者責任を基礎とする安全行政

科学的知見に基づく安全行政

関係者の相互理解と協力に基づく安全行政

事業者の責務

- ・自主的衛生管理の推進
- ・消費者への積極的な情報の公開、説明
- ・危害発生時等の的確、迅速な対応 など

都の責務

- ・安全確保対策の総合的・計画的推進
- ・都民、事業者との情報交流の促進
- ・国及び他の自治体との連携・協力 など

都民の役割

- ・積極的な意見の表明
- ・知識の習得と合理的な行動の選択
- ・都の食品安全確保施策への協力

食品の安全確保に関する基本的な施策

- 施策の総合的・計画的な推進
⇒ 「食品安全推進計画(仮称)」の策定・公表 ▶▶
- 調査・研究の推進
- 情報の分析・評価
食品の安全に関する情報を収集し、都独自に評価・分析を行い、その結果を施策に反映
⇒ 「食品安全情報評価委員会」の設置 ▶▶
- 生産段階の指導・農業取締り等
- 製造から販売段階にいたる監視・指導
(輸入食品を含む)
- 広域的・機動的な監視・指導体制等の整備
- 食品表示の適正化推進
- 生産・製造情報の記録、保管及び伝達に関する取組みの普及

危害発生未然防止の措置 NEW

- 知事の安全性調査 ▶▶
生産から消費にいたる各段階で、必要な調査を実施
事業者の協力義務 ⇒ 調査結果の公表
- 知事の措置勧告 ▶▶
安全性調査の結果を踏まえ、事業者に製造方法の改善等の措置を勧告 ⇒ 勧告内容の公表
- 自主回収報告制度 ▶▶
製造者等の事業者が自主回収に着手したときに、知事への報告を義務化 ⇒ インターネット等で公表
- 自主的な衛生管理体制の構築
- 緊急時の対応

情報の共有と交流・広域連携等

- 情報の共有と交流
 - 情報の共有と交流の推進
 - 事業者による情報公開
 - 教育・学習の推進
 - 都民意見の反映
- 国及び他の自治体との連携・協力等
 - 国及び他の自治体との広域連携の推進
 - 国への提案・要求の実施
- その他
 - 都民、事業者は活動にあたっては環境へ配慮
 - 食品衛生調査会を改組し、「食品安全調査会(仮称)」を設置 ▶▶▶▶